（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四条　改正法附則第八十条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、公共工事の工期の延長その他やむを得ない事情により令和八年三月三十一日までに事業の用に供することができなかったことにつき内閣総理大臣が確認をした書類を確定申告書等（改正法第十一条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「新法」という。）第二条第三項第七号に規定する中間申告書で法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十二条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したもの及び新法第二条第三項第六号に規定する確定申告書をいう。次条において同じ。）に添付することにより証明がされた旧法第十七条の二第一項に規定する特定機械装置等とする。

２　改正令附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第十七条の二の規定に基づく旧規則第六条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「東日本大震災復興特別区域法施行規則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令（令和八年復興庁令第三号）による改正前の東日本大震災復興特別区域法施行規則」とする。

（法人の被災代替船舶の特別償却に関する経過措置）

第五条　改正法附則第八十五条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、公共工事の工期の延長その他やむを得ない事情により令和八年三月三十一日までに事業の用に供することができなかったことにつき内閣総理大臣が確認をした書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた旧法第十八条の二第一項に規定する被災代替船舶とする。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第六条　改正法附則第八十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する旧被災者等（旧規則第十五条第一項第一号に掲げる者に該当するものに限る。）は、旧規則第十五条第一項の申請書に、同号に定める書類のほか、旧法第三十九条第一項に規定する代替建物の新築又は取得の日を明らかにする書類を添付しなければならない。

２　改正法附則第八十七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の旧被災者等（旧規則第十五条第一項第一号に掲げる者に該当するものに限る。）は、旧規則第十六条の申請書に、同条に定める書類のほか、旧法第四十条第一項に規定する被災代替建物の敷地の用に供される土地の取得の日を明らかにする書類を添付しなければならない。

３　改正法附則第八十七条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第四十条の二第一項に規定する者（旧規則第十六条の二第一項第一号に掲げる者に該当するものに限る。）は、旧規則第十六条の二第一項の申請書に、同号に定める書類のほか、旧法第四十条の二第一項に規定する被災農用地に代わるものとして取得した同項に規定する農用地の取得の日を明らかにする書類を添付しなければならない。

○財務省令第二十五号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の一部の施行に伴い、及び復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第五項の規定に基づき、復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令

復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条　削除

第三条第一項第二号中「所得税法施行規則」の下に「（昭和四十年大蔵省令第十一号）」を加える。

第四条第一項中「第二編第三章第二節第二款」を「第五十条」に改め、「又は第五項」及び「又は延納の許可」を削り、同条第二項中「の規定（同令」を「（同令」に改め、「含む。）」の下に「の規定」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　法第十八条第六項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第五十一条及び第五十二条（これらの規定を同令第六十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同令第五十一条第二号中「納付すべき所得税の額」とあるのは「納付すべき所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の額の合計額」と、同令第五十二条第三号中「所得税の額及び」とあるのは「所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の額の合計額並びに」とする。

第六条第二項中「第五条の二の三第一項」を「第五条の二の二第二項」に、「第二十五条の十三の八第二十二項」を「第二十五条の十三第四十項」に改める。

第七条第一項及び第二項中「若しくは第三十七条の十一の三第七項」を「、第三十七条の十一の三第七項若しくは第三十七条の十四第四十二項」に改め、同条第三項を削る。

第八条第一項中「復興特別所得税に係る次の」を「法第四章の規定の適用がある場合における次の」に改め、同項の表所得税法施行規則の項中「第四十条の十の二」を「第四十条の十」に、「において準用する場合を含む。第一号」を「の規定により適用する場合を含む。第一号」に、「において準用する場合を含む。次号ロ」を「の規定により適用する場合を含む。次号ロ」に、「において準用する場合を含む。第一号」を「の規定により適用する場合を含む。第一号」に改める。

第四十六条第六号ロ	第百十一条第二項第一号に掲げる居住者が同項	第百十一条第二項第一号（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる居住者が法第百十一条第二項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）
同項に		法第百十一条第二項に